

# 令和8年度 農作業賃金・機械利用料金標準

山形市農業委員会

この標準金額は基準・目安として設定したものです。当事者間で十分話し合いのうえ決定してください。

農 作 業 賃 金	作業	1日(8時間)	1時間当り
	稻作全般	8,440円	1,055円
	穀摺り	9,000円	1,125円
	果樹剪定	10,640円	1,330円
	果樹ハウス張替	11,200円	1,400円
	一般作業・収穫	8,280円	1,035円
	桜桃収穫	9,160円	1,145円
	選別・箱詰	8,280円	1,035円
	上記以外の一般作業	8,280円	1,035円

## 注意事項

- 早朝作業は、両者間で十分話し合いのうえ、割増額を定めましょう。
- (農作業)賃金は消費税の課税対象ではありません。
- 山形県の最低賃金は1,032円(1時間あたり)です。  
【令和7年12月23日から適用】根拠法令：最低賃金法  
年度途中に改定があった場合は改定後の最低賃金を参考にしてください。

**安全第一で農作業を行い、事故防止に努めましょう**

**安心で豊かな将来のため、農業者年金に加入しましょう**

機 械 利 用 料 金 (個 人 所 有)	作業	料金	摘要
	畔ぬり	55	1m当たり 片側機械ぬり
	田耕うん	9,930	10アール当たり
	代かき	9,990	10アール当たり
	育苗	870	1箱当たり
	機械田植	9,320	10アール当たり 植付けだけ(側条施肥付きの場合は1割程度割り増し加算とする)
	バインダー刈り	10,830	10アール当たり 糸つき・刈りなげ
	脱穀ハーベスター	10,830	10アール当たり 脱穀だけ
	コンバイン刈取	20,140	10アール当たり 湿田・倒伏のため作業困難及び結束の場合は両者話し合いによる割増算とする
	穀乾燥	18,090	10アール当たり 生穀 (26%未満)
		12,540	10アール当たり 半乾 (18%以内)
	穀摺り	580	玄米1袋当たり(くず米含む)
	畑耕うん	13,940	10アール当たり 2回耕うん
	S・S防除	990	100ℓ当たり 薬剤除く
	草刈り	1,790	1時間当たり 肩掛・背負刈払機・自走あぜ草刈機使用
		6,080	10アール当たり 乗用草刈機・乗用モア使用

## 注意事項

- 機械利用料金は消費税込みの金額です。
- 機械利用料金のうち、ほ場条件の悪い場合(耕地の分散、面積が小さい、未整理地など)は、作業前に両者間で十分話し合いのうえ、割増額を定めましょう。